

請願第 1 号



パレスチナへの人道的支援と即時停戦を日本政府に求める請願書

イスラエルによる 75 年にわたるパレスチナの不法占領を背景に、2023 年 10 月 7 日、ガザ地区の抵抗組織ハマスはイスラエルに攻撃をかけました。この攻撃をきっかけとして、イスラエル軍がガザ地区に全面攻撃を開始し、現在なおイスラエル軍による攻撃は続いています。イスラエル軍の攻撃によりガザ地区のパレスチナ人 2 万 8 千人以上が殺され、190 万人が家を追われました。犠牲者の 7 割は子供と女性であると報じられています。

この状況を受けて、国際司法裁判所 (ICJ) は、2024 年 1 月 26 日、イスラエルのガザ地区における行為をジェノサイド条約で定められたジェノサイドに該当する「見込み」が高いと判断し、イスラエル政府に対し、ジェノサイド行為の予防、扇動の防止と処罰、人道的支援活動の保証などの仮保全措置を命じました。日本政府も ICJ の決定を歓迎する外務大臣談話を発表しました。ところがジェノサイドに相当すると言われているイスラエルによる攻撃は、依然として続いています。

こうした中、日本政府は、ガザの人道的支援に中核的な役割を担う国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) への拠出金を、3 万人の職員のうち 12 名がハマスの攻撃に関与したとの「疑い」を理由に、停止しました。UNRWA 事務局長フィリップ・ラザリーニ氏が述べるように、UNRWA が資金不足のために活動停止に追い込まれると、ガザでさらに多数の人々が命を失うこととなります。すでに UNRWA も調査を開始している中で拠出金を停止する措置は、ICJ の決定と齟齬をきたしているだけでなく、国際法が禁ずる集団的懲罰に相当すると思われる。

2023 年 10 月 7 日以降、全国の 200 を超える地方自治体が、ガザ地区での停戦を求める決議・意見書・要請書を採択しています。平和都市宣言において「世界の恒久平和は、人類共通の願い」と明言している飯能市の議会におかれましては、最近の状況を踏まえ、下記三点を求める意見書を提出していただきたく、地方自治法第 124 条の規定によりお願いいたします。

1. 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)への拠出金停止を撤回すること
2. 国際司法裁判所の仮保全措置に従い、ジェノサイド防止、ジェノサイド扇動発言の防止・処罰、人道的支援活動の保証を、改めてイスラエル政府に要求すること
3. パレスチナ・ガザ地区における即時停戦に向け、イスラエル政府とハマースに働きかけること

令和6年2月19日

「パレスチナの話をつづける会」代表

住所

氏名 片山 亜紀



47 2字削
他 85名 2字加



紹介議員

金子 敏江

同

滝沢 修

飯能市議会議長 加藤 由貴夫 様